

最新情報はホームページやInstagramで

商工会より、経営に必要な情報をお届けします



CHIKUZENSHOKOKAI

トピックス

- ・令和6年 年頭のあいさつ
- ・インボイス開始後の留意について
- ・アルコールチェック
- ・確定申告について

マル経融資

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保無保証で利用可。

(ただし、内部審査と商工会長の推薦が必要)

上限2,000万円

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

1.20%

2024.1.4時点

令和6年 年頭のあいさつ

明けましておめでとうございます

会員各位におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。

去年は新型コロナウイルスも5類に分類され、日常がコロナ前の状態に徐々に戻りつつも物価高騰等の景気の影響も大きかった1年であったと思います。筑前町商工会としては4年ぶりの通常総代会の開催や6月には第1回筑前町産業フェスタも無事に開催することができ反省点は残りましたが次に繋がるものとなりました。

インボイス制度の導入開始やデジタル化推進の波など、会員事業所を取り巻く環境にも大きな変化をもたらしていると思います。筑前町商工会としても、日々の支援にも力を入れ役職員一同皆様のお役に立てるよう邁進してまいります。

本年は辰年となります。力強く勢いのある年になることを意味しますので皆様も目標に向かって飛躍する一年となりますようお祈り申し上げます。

筑前町商工会 会長 柳瀬 肇



インボイス開始後の留意点について

Q.インボイスの登録申請をしたが通知が届かない。交付はどのように？

パターン①

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**
「まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します。」

パターン②

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付しな**
おす
「番号を入れたインボイスは改めて交付します。」

パターン③

通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**
「請求書番号●●の請求書につき、登録番号はT1234…になります」

国税庁HPより一部抜粋したものとなっております。
詳細につきましては、下記リンクより確認ください。

国税庁ホームページ→



Q.売り手から受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか？

インボイスの適正性については、**事業者においてご確認**いただく必要があります。

→ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、**取引先の規模・関係性・取引の継続性**などを踏まえ判断することになります。

Q.クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

クレジットカード利用明細書は、一般的にインボイス記載を満たす書類には該当しません。

→その保存のみで仕入税額控除はできません。

【クレジット払い】

○「購入時の領収書等」→消費税法上の「請求書等（簡易インボイス）」に該当し、仕入税額控除できる。

×「クレジットカード利用明細書」→従前より、クレジットカード利用明細書の保存では、仕入税額控除できない。

※少額特例の対象となる取引や公共交通機関特例、出張旅費等特例など、一部例外もあります。

また、ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書（高速道路会社等ごとに任意の一取引）と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は、保存が必要になります。

【ETCの利用】

「ダウンロードした利用証明書（高速道路会社等ごとに任意の一取引）」+「クレジットカード利用明細書」



これらを合わせて保存することで、仕入税額控除できる

アルコールチェックの義務化について

令和5年12月1日からアルコール検知器の使用が義務化されます！

安全運転管理者による運転前後の酒気帯びの有無の確認業務に関して、適用（義務化）が延期されていたアルコール検知器の使用等については、アルコール検知器の普及状況等を踏まえ、令和5年12月1日から義務化されることとなりました。

2022年4月1日より施行された改正道路交通法施行規則では、安全運転管理者に対して、**運転者の酒気帯びの有無（アルコールチェック）**を目視で確認することが義務付けられました。

<令和4年4月1日施行>

- ✓運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

<令和4年10月1日施行>→延期されていたものが令和5年12月1日より義務化

- ✓運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓アルコール検知器を常時有効に保持すること。

安全運転管理者の選任

乗車定員が11人以上の自動車を保有またはその他の自動車5台以上を保有している企業は選任する必要があり、上記アルコールチェックを行うことが義務化されています。

アルコール検知器

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

一部抜粋でのご紹介となりますので詳細につきましては、最寄りの警察署ホームページをご覧ください。



確定申告について

令和5年分 確定申告のご案内
～商工会へ税務申告を依頼している皆様へ～

年末調整の事務が落ち着いた後はいよいよ確定申告が始まります。各担当より申告面談日のご案内が届くかと思っておりますので必要な書類をご準備いただき対応をお願いいたします。

確定申告期間 令和6年2月16日（金）～3月15日（金）

※商工会への資料提出締切期日は3月4日（月）です。期日後の対応につきましては申告手数料に別途加算額をいただきますのでご注意ください。今回は消費税に伴うインボイス制度導入後初めての確定申告となりますのでこれまで以上に期限までのご来会、ご提出をお願いいたします。